

農地法第4条・第5条の許可申請に必要な書類

必要書類	部数※
○共通書類	
農地法許可申請書（2部とも押印してください。）	2部
土地の全部事項証明書（発行後3か月以内のもの）	2部
法務局備付地図（公図）	2部
市街地図（縮尺1/1万から1/2万。利用目的が駐車場、資材置場の場合は、利用する事業所等からの経路を朱書きすること。）	2部
現況カラー写真（土地の全景が確認でき、3か月以内に撮影されたもの）及び付近見取図撮影日を写真に記入、写真には、番号を付し、撮影方向は、付近見取図に矢印を記入	2部
転用事業を実施するために必要な資力があることを証明する書類（残高証明書、通帳の写し、金融機関の融資証明等・許可を申請する者のものに限る。）	2部
○土地の全部事項証明書に記載の所有者の住所が現住所と異なる場合、住所の沿革がわかる下記のもの	
住民票の写し、又は、戸籍の附票の写し（発行後3か月以内）	2部
○申請地の相続登記がされていない場合	
戸籍謄本等相続関係書類（原本還付が必要な場合は、写しも同時に提出）	2部
○申請人が法人の場合	
法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）又は定款（寄付行為）の写し（原本と相違ない旨の法人の代表者の認証印及び認証日の記載が必要）	2部
○事業の目的別に必要な土地利用計画書、土地利用計画図	
土地利用計画図、建物配置図、排水計画図（露天資材置場、露天駐車場については利用計画図作成例あり）	2部
露天駐車場利用計画書、露天資材置場利用計画書 農業用倉庫利用計画書（すべて参考様式あり）	2部
○露天駐車場として転用する場合	
利用予定者の設置要望書（参考様式あり）・車検証の写し（駐車場台数の6割超）又は賃貸借契約書（法人等に一括貸付する場合）の写し	2部
○農業用倉庫として転用する場合	
耕作状況一覧表	2部
○農家住宅として転用する場合	
耕作状況一覧表（様式あり） 住民票の写し（世帯員全員の生年月日・続柄の記載されたもの・発行後3か月以内）	2部
○開発行為を伴う場合（農地法の許可と開発許可は、 <u>同時</u> に行います。）	
開発行為許可申請書（受付済）の写し（開発調整部宅地安全課）	2部

裏面もご覧ください。

○他法令の許認可等が必要な事業の場合	
許認可書の写し、手続中の場合は、事前協議書の写し	2部
○事業を営むにあたり許認可等が必要な事業の場合	
業の許認可書の写し	2部
○代理の方が申請、許可書の受け取りを行う場合	
委任状(委任者の印は、農地法許可申請書の印と同じものを押印すること) 第5条の申請を第三者に委任する場合は、譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)双方からの委任状が必要です。	2部
○申請地が土地改良区の区域内にある場合	
土地改良区の意見書	2部
○第2種農地を転用する場合	
土地選定理由書(代替性がないことの検討資料)	2部
○申請地の分筆登記を行わず、一筆の一部を転用する場合(所有権移転を伴わない場合)	
実測図(求積図)(残地の面積も確認できるよう作成してください。)	2部
○3年以内に農地に復元する一時転用の場合	
一時転用計画書・(契約を締結している場合)農地の復元に関する契約書(写)	2部
○排水につき水利権者の同意を得ている場合	
水利組合の同意書の写し(同意書がない場合は、協議内容を許可申請書の「その他参考となるべき事項」に記載してください。)	2部
○法定代理人が申請する場合	
ア 親権者→戸籍関係書類 イ 後見人等→登記事項証明書 ウ 相続財産管理人、遺言執行者→裁判所の審判書の写し	2部
○その他参考となるべき書類	
例:平面図、立面図、造成計画図など	2部

※農地法許可申請書以外の書類の1部は、コピーで結構です。

※大規模(2,000㎡以上)な露天駐車場、露天資材置場に転用する場合は、「農地転用事前審査申出書」を提出し、堺市農業委員会の事前審査が必要です。

※500㎡以上の農地を露天駐車場、露天資材置場等(建築物を伴わないもの)に転用する場合は、事前に「開発行為に該当しない旨の証明」を宅地安全課(高層館13階)で申請してください。

※土地の形質の変更(盛土・切土・一時的な土石の堆積)を行う場合は、
「宅地造成及び特定盛土等規制法」の手続きが必要となる場合があります。
宅地安全課(高層館13階)にご確認ください。

※申請地が地域計画(農業経営基盤強化促進法第19条)の区域内にある場合は、
事前に計画変更が必要です。農水産課(高層館7階)にご確認ください。

※申請書類の作成について不明な点があれば、堺市農業委員会事務局(直通072-228-6825)までお問い合わせください。